

第7期大分市障がい福祉計画

第3期大分市障がい児福祉計画



大 分 市

— 表紙の作品 —

表紙の作品は、上の絵画作品が中野 道人さん「small apple world of 2022」、下の陶芸作品が安部 カヨ子さん「ばらのリース」です。

目 次

第1章 計画の趣旨等

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の期間	2
4	計画の位置付け	3
5	計画の基本的な考え方	4
6	計画の進行管理	6

第2章 障がい者の状況

1	障害者手帳の所持者数	7
2	身体障がい者	8
3	知的障がい者	10
4	精神障がい者	11
5	難病患者	13
6	障がい児	14
7	障害福祉サービス等支給決定者数の推移	15

第3章 2026年（令和8年）度の数値目標

第4章 障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込み量

1	訪問系サービス	25
2	日中活動系サービス	28
3	居住系サービス	33
4	相談支援	35
5	障害児通所支援、障害児相談支援	37
6	発達障がい者等に対する支援	40
7	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	41
8	社会福祉施設等施設整備	43

第5章 地域生活支援事業

1 事業内容	45
2 実績及び見込	50

資 料

大分市障害者自立支援協議会委員名簿	59
大分市障害者自立支援協議会 障害福祉計画等策定部会名簿	61
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	62
児童福祉法	65

第1章 計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨

第7期大分市障がい福祉計画・第3期大分市障がい児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）の理念である「障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」に向けて、国の定める基本指針に即し、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る2026年（令和8年）度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援、障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるよう、各年度における障害福祉サービス等・障害児通所支援等の必要な量の見込み、地域生活支援事業の実施に関する事項について策定するものです。

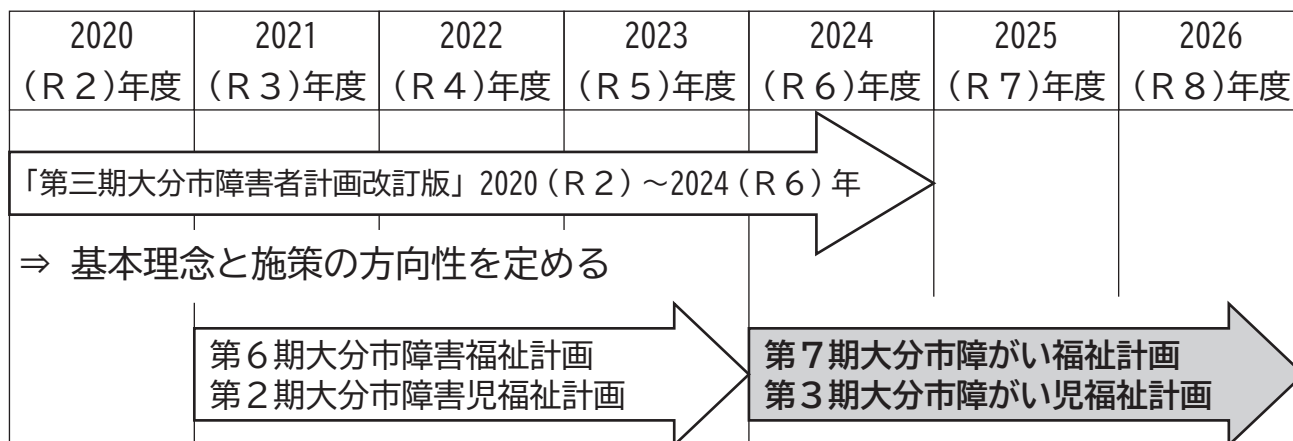
2 計画の基本理念

次に掲げる基本理念に配慮して障害者総合支援法や児童福祉法に基づく業務の円滑な実施を目指します。

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

3 計画の期間

この計画は、第6期大分市障害福祉計画・第2期大分市障害児福祉計画を検証しながら、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の数値目標や必要な量の見込み等を定めることとし、計画の期間は2024年（令和6年）度から2026年（令和8年）度までとします。

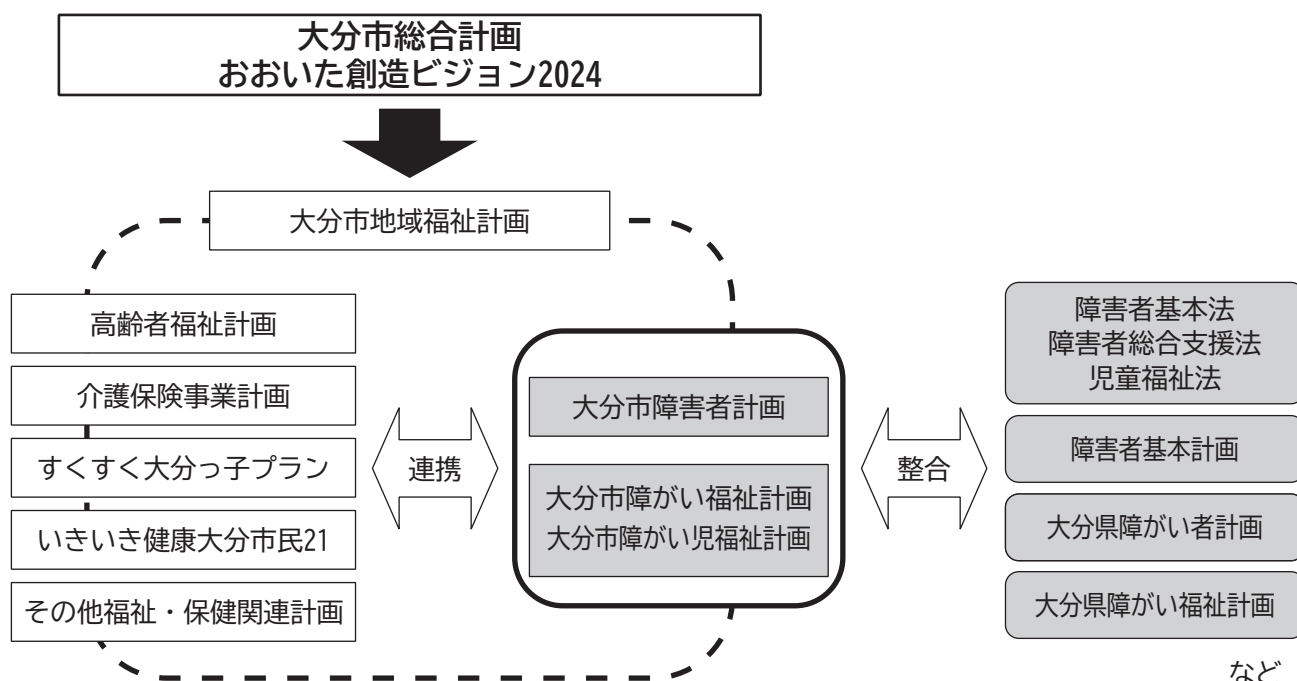


⇒ 数値目標と障害福祉サービス等の見込み量を定める

4 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保、及び児童福祉法第33条の20に基づく障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画であり、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画である「第三期大分市障害者計画改訂版」の分野別計画となります。

また、大分市総合計画や大分市地域福祉計画、すくすく大分っ子プラン、大分市高齢者福祉計画等の関連計画との整合性を図りながら、策定するものとします。



5 計画の基本的な考え方

一 障害福祉サービス等の提供体制の確保

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、次に掲げる事項に配慮して数値目標や必要な量の見込みを設定し、計画的な整備を行います。

(1) 必要とされる訪問系サービスの提供

市内のどこにおいても障がい者等のニーズに対応できるよう、訪問系サービスの充実や提供体制の確保を図ります。

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの提供

障がい者等のニーズに対応できるよう、日中活動系サービスの充実や提供体制の確保を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、一般就労への移行を進めるとともに、就労定着支援事業による、その後の職場定着を図ります。

(4) グループホーム等の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実とともに、地域移行支援事業等の推進により、施設入所等から地域生活への移行を図ります。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを提供することや、「地域生活支援拠点」の機能充実に努め、障がい者等の地域における生活の維持及び継続を図ります。

(5) 相談支援の提供体制

利用者の状況や希望に応じた、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう、保健、医療、介護等の関係機関との調整を行うとともに、定期的な状況確認と必要に応じた見直しが行われる体制の確保を図ります。

また、地域生活へ移行するに当たって支援を要する障がい者等へ、施設や病院等と連携した支援を行うとともに、地域生活を継続していくために必要な支援が行われる体制の確保を図ります。

さらに、介護保険への移行や介護保険との併用について、ケアマネジャー等と連携し、サービスの調整が行われる体制の確保を図ります。

(6) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実

障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(7) 依存症対策の推進

地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を図ります。

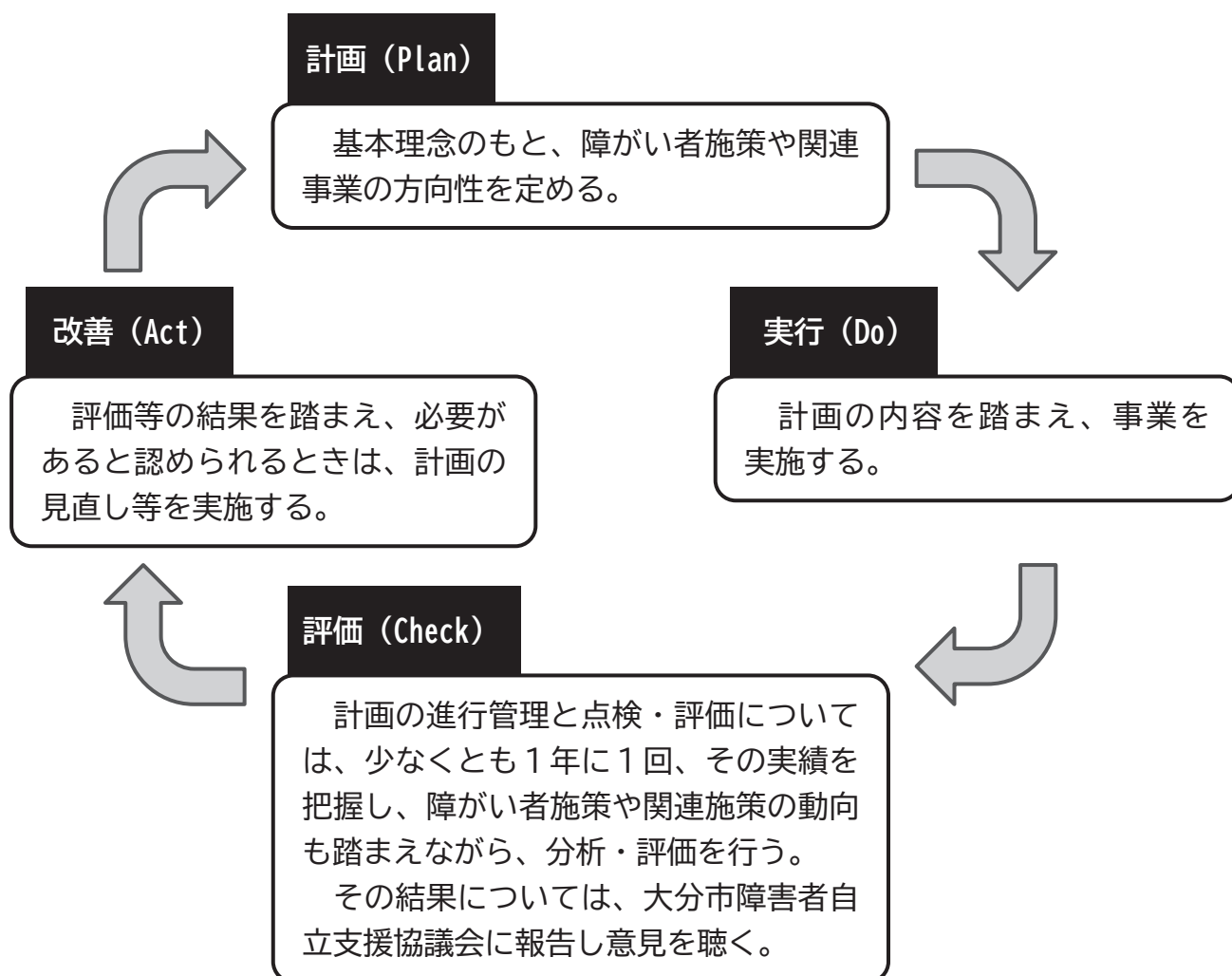
二 障がい児支援の提供体制

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、障がい児及びその家族に対して、障がいの疑いの段階から身近な場所でサービスを受けることができ、障がい児の健やかな育ちを支援するための体制の確保を図ります。

6 計画の進行管理

この計画の進行管理を行うためPDCAサイクルを実施し、基本指針に即して定めた数値目標等について、毎年その進捗状況の分析・評価を行って、その結果を大分市障害者自立支援協議会に報告し意見を聴くとともに、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

【大分市障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】

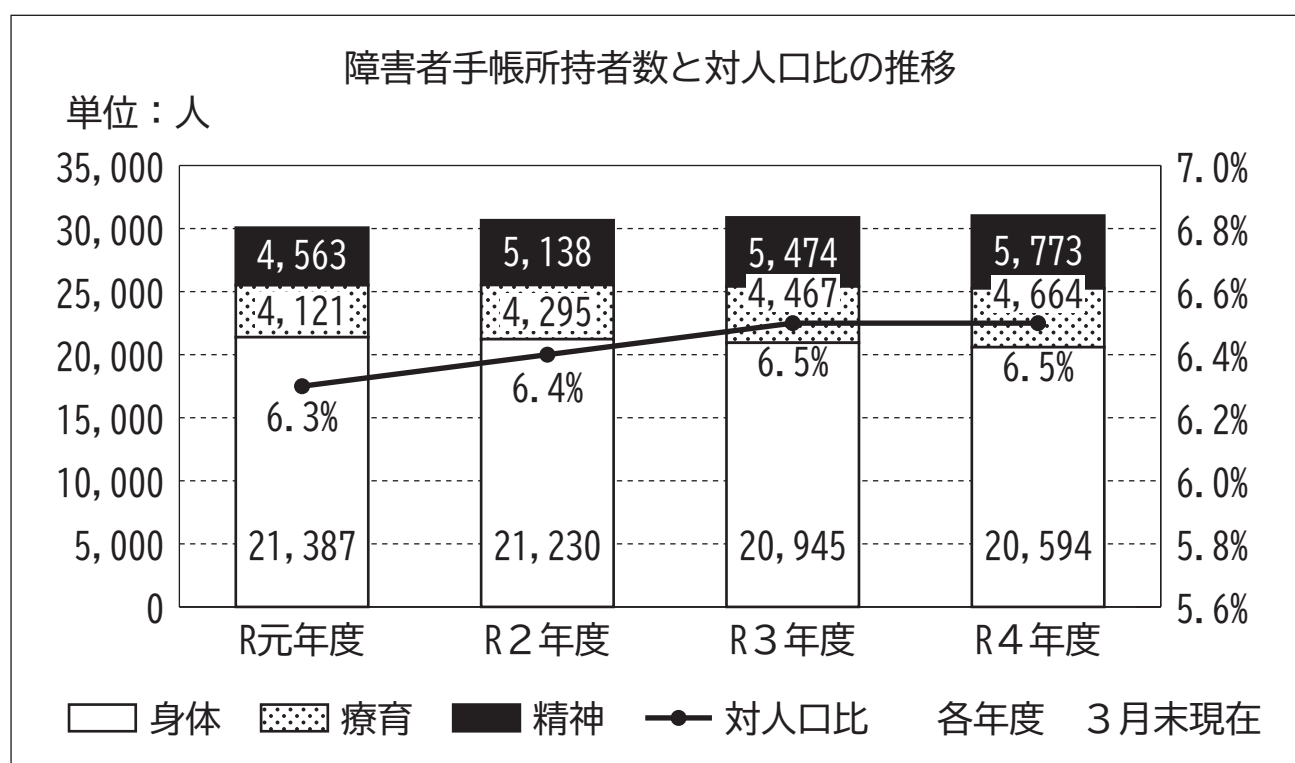


第2章 障がい者の状況

1 障害者手帳の所持者数

本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む）は、年々増加しており、2022年（令和4年）度末で延べ31,031人となっています。2019年（令和元年）度末と比較すると960人（3.1%）増加しています。

また、人口に占める障害者手帳所持者の割合は、2022年（令和4年）度末において6.5%（約15人に1人）が身体、知的または精神障がいのいずれかの手帳を所持しており、令和元年度と比較すると0.2ポイント増加しています。



（単位：人）

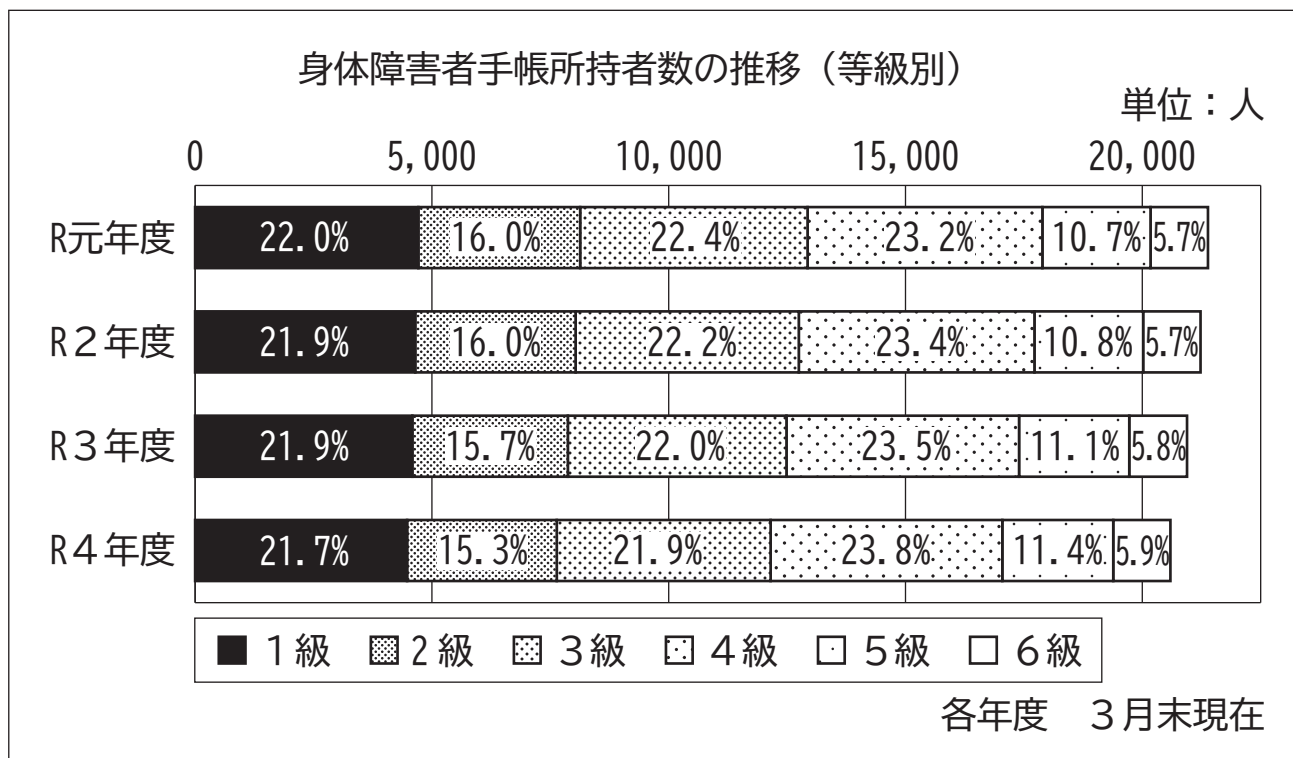
	R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度
人口	477,393	477,448	476,386	475,163
障害者手帳所持者数	30,071	30,663	30,886	31,031
（内訳） 身体障害者手帳	21,387	21,230	20,945	20,594
療育手帳	4,121	4,295	4,467	4,664
精神障害者保健福祉手帳	4,563	5,138	5,474	5,773

2 身体障がい者

身体障害者手帳の所持者数は、2022年（令和4年）度末で20,594人となっており、2019年（令和元年）度と比較すると793人（3.7%）減少していますが、ほぼ横ばいの状態で推移しています。

等級別では1級・2級の重度障がい者は7,636人で全体の37.0%、また65歳以上が全体の75.3%を占めており、障がいの重度化、高齢化の傾向が顕著となっています。

障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多く11,064人（53.7%）、次いで内部障がいが6,411人（31.1%）で、あわせて8割を超えます。内部障がいでは特に心臓機能障がいの占める割合が高くなっています。



（単位：人）

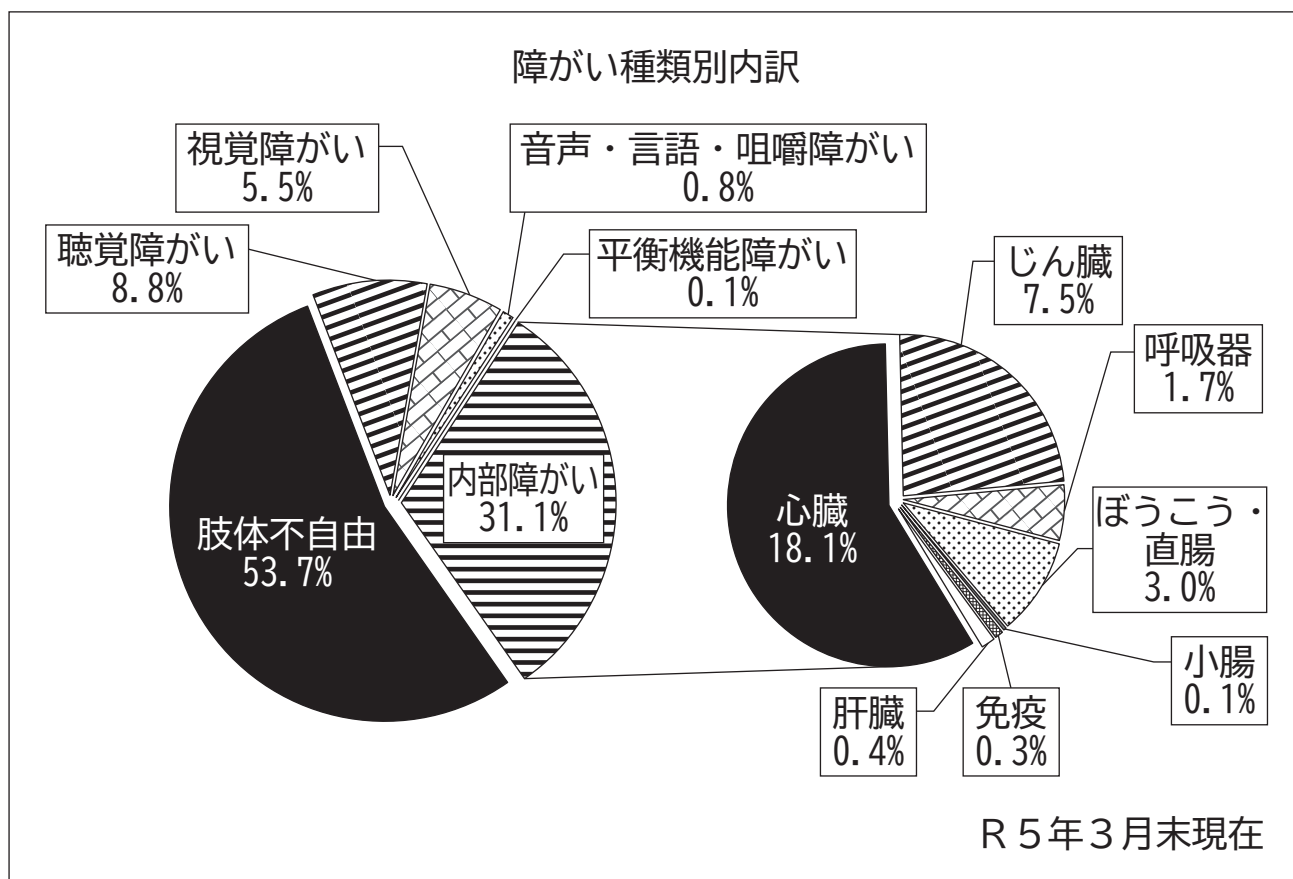
年度 \ 区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
R元年度	4,714	3,416	4,802	4,959	2,283	1,213	21,387
R2年度	4,648	3,386	4,713	4,976	2,295	1,212	21,230
R3年度	4,587	3,283	4,617	4,911	2,327	1,220	20,945
R4年度	4,476	3,160	4,516	4,893	2,342	1,207	20,594

等級別 年齢内訳

(単位：人)

年齢 \ 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	総数	全体比率
18歳未満	126	82	73	27	5	16	329	1.6%
18歳～64歳	1,279	893	911	871	553	261	4,768	23.1%
65歳以上	3,071	2,185	3,532	3,995	1,784	930	15,497	75.3%
計	4,476	3,160	4,516	4,893	2,342	1,207	20,594	100.0%

R 5 年 3 月末現在



障がい種類別内訳

(単位：人)

肢体不自由	内部障がい	聴覚障がい	視覚障がい	音声・言語・咀嚼障がい	平衡機能障がい
11,064	6,411	1,820	1,130	157	12

内部障がい内訳

(単位：人)

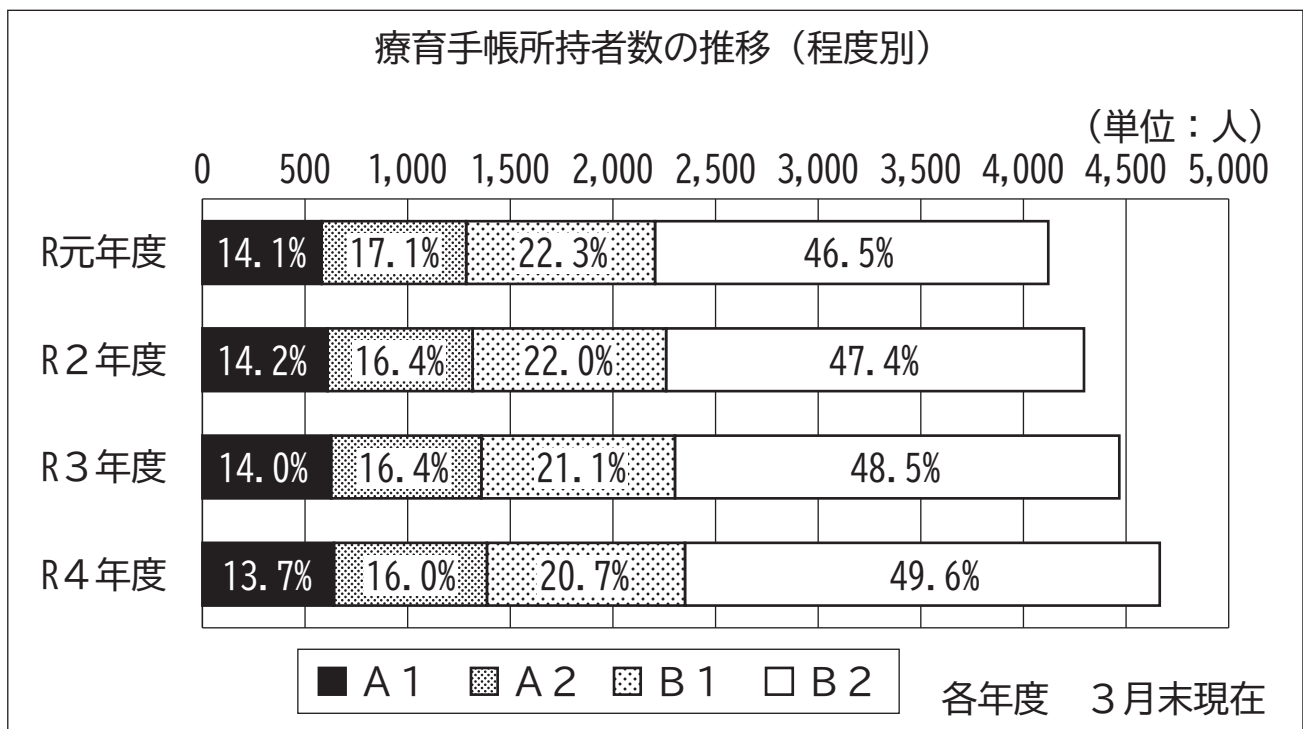
心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう・直腸	小腸	免疫	肝臓
3,729	1,544	369	623	16	57	73

3 知的障がい者

知的障がい者のうち、療育手帳を所持している人は、2022年（令和4年）度末で4,664人となっており、2019年（令和元年）度と比較すると543人（13.2%）増加しています。

また、重度障がい者（A1・A2）の人は合わせて1,386人（29.7%）、中・軽度障がい者（B1・B2）の人は合わせて3,278人（70.3%）であり、特にB2の所持者数が多く、2019年（令和元年）度と2022年（令和4年）度を比較すると397人（20.7%）増加しています。

なお、年齢別では、18歳未満が1,385人（29.7%）、18歳以上が3,279人（70.3%）となっています。



（単位：人）

年度 \ 程度	A 1 (最重度)	A 2 (重度)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)	総数
R元年度	581	704	920	1,916	4,121
R2年度	610	706	943	2,036	4,295
R3年度	627	732	943	2,165	4,467
R4年度	641	745	965	2,313	4,664

等級別 年齢内訳

(単位：人)

年齢 \ 程度	A 1 (最重度)	A 2 (重度)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)	総数
18歳未満	118	202	266	799	1,385
18歳～64歳	477	455	538	1,368	2,838
65歳以上	46	88	161	146	441
合計	641	745	965	2,313	4,664

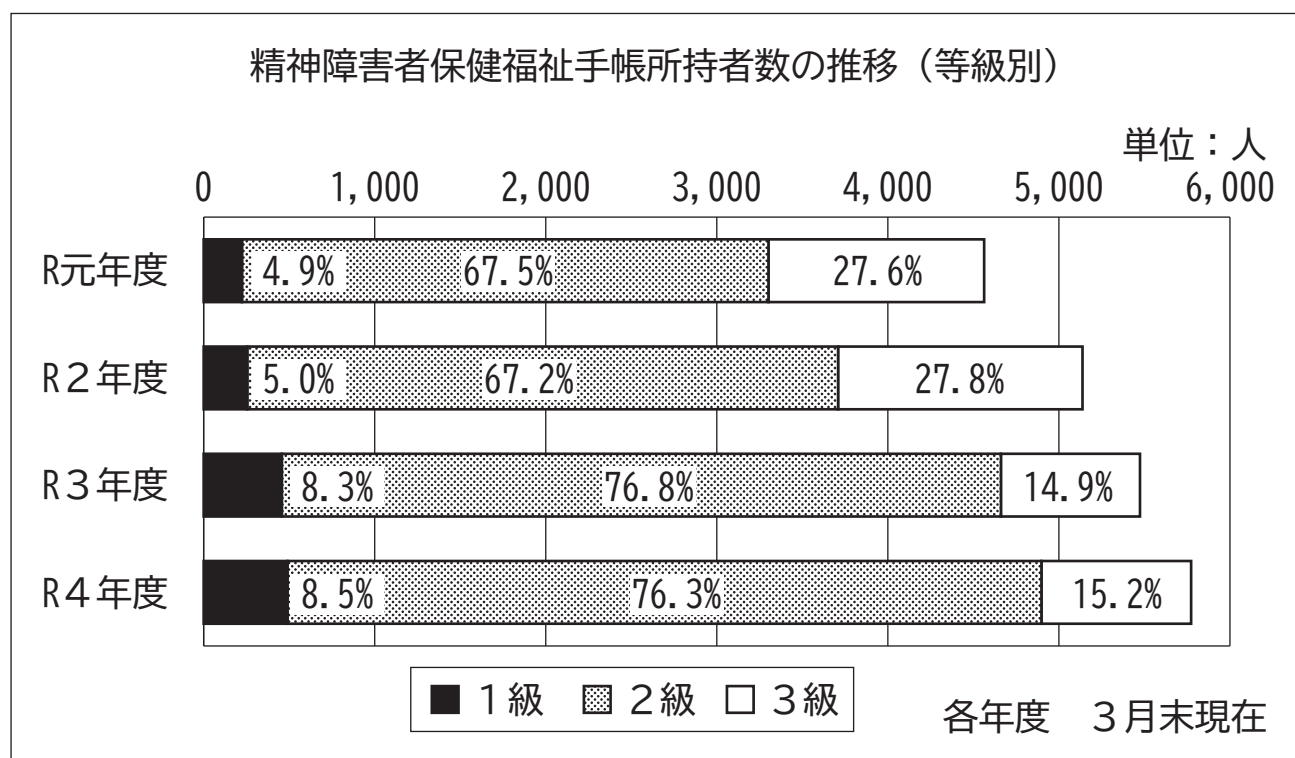
R 5 年 3 月末現在

4 精神障がい者

精神障がい者のうち、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、2022年（令和4年）度末では5,773人となっており、2019年（令和元年）度と比較すると1,210人（26.5%）増加しています。

また、2022年（令和4年）度の手帳所持者数を等級別に見ると、2級が最も多く全体の76.3%を占めています。

なお、年齢別では、18歳未満が256人（4.4%）、18歳以上が5,517人（95.6%）となっています。



(単位：人)

等級 年度	1 級	2 級	3 級	総数
R元年度	224	3,078	1,261	4,563
R2年度	255	3,454	1,429	5,138
R3年度	457	4,204	813	5,474
R4年度	490	4,408	875	5,773

等級別 年齢内訳

(単位：人)

等級 年齢	1 級	2 級	3 級	総数
18歳未満	0	132	124	256
18歳～64歳	426	2,844	592	3,862
65歳以上	64	1,432	159	1,655
合計	490	4,408	875	5,773

R5年3月末現在

※参考資料

自立支援医療（精神通院）支給申請状況

(単位：人)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
9,026	10,932	10,376	10,846

各年度 3月末現在

5 難病患者

難病について、特定疾患医療受給者数と特定医療費（指定難病）受給者数は、2022年（令和4年）度末で5,019人となっており、法改正（※）に伴う経過措置が終了した2017年（平成29年）度（3,959人）と比較すると1,060人（26.8%）増加となっています。

特定疾患医療・特定医療費（指定難病）受給者数 （単位：人）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
特定疾患医療受給者数 （特定疾患治療研究事業による）	11	11	10	9
特定医療費（指定難病）受給者数 （難病医療法による）	4,343	4,781	4,866	5,010
計	4,354	4,792	4,876	5,019

各年度 3月末現在

※ 難病の患者に対する医療費等に関する法律（難病医療法）に基づき新たな医療費助成制度が2015年（平成27年）1月1日から施行され、医療費助成の対象が、特定疾患治療研究事業の対象疾病であった56疾病から110疾病に拡充された。その後、段階的に対象疾病が追加され、2021年（令和3年）11月1日から338疾病に拡大している。難病医療法へ移行しなかった5疾病は、特定疾患治療研究事業による医療費助成の対象として継続している。

6 障がい児

2023年（令和5年）度の特別支援学校及び特別支援学級の在校生数は、2,831人となっており、2020年（令和2年）度（1,995人）と比較すると836人（41.9%）増加しています。

○特別支援学校及び特別支援学級在校生（R5年度）

（単位：人）

		新生支援学校	附属特別支援学校	大分支援学校	さくらの杜 高等支援学校	小 計	特別支援学級	合 計
幼稚園		—	—	—	—	—	35	35
小学部	1年生	18	4	25	—	47	256	303
	2年生	22	3	24	—	49	253	302
	3年生	20	3	11	—	34	291	325
	4年生	14	3	26	—	43	265	308
	5年生	18	3	18	—	39	280	319
	6年生	15	3	24	—	42	209	251
	小計	107	19	128	—	254	1,554	1,808
中学部	1年生	29	7	23	—	59	230	289
	2年生	26	7	31	—	64	182	246
	3年生	18	4	26	—	48	152	200
	小計	73	18	80	—	171	564	735
高等部	1年生	37	4	31	30	102	—	102
	2年生	27	6	26	32	91	—	91
	3年生	27	5	28	—	60	—	60
	小計	91	15	85	62	253	—	253
合計(R5年度)		271	52	293	62	678	2,153	2,831
合計(R2年度)		261	55	261	—	577	1,418	1,995

○大分市認可保育所・認定こども園における障がい児受入状況（R5年度）

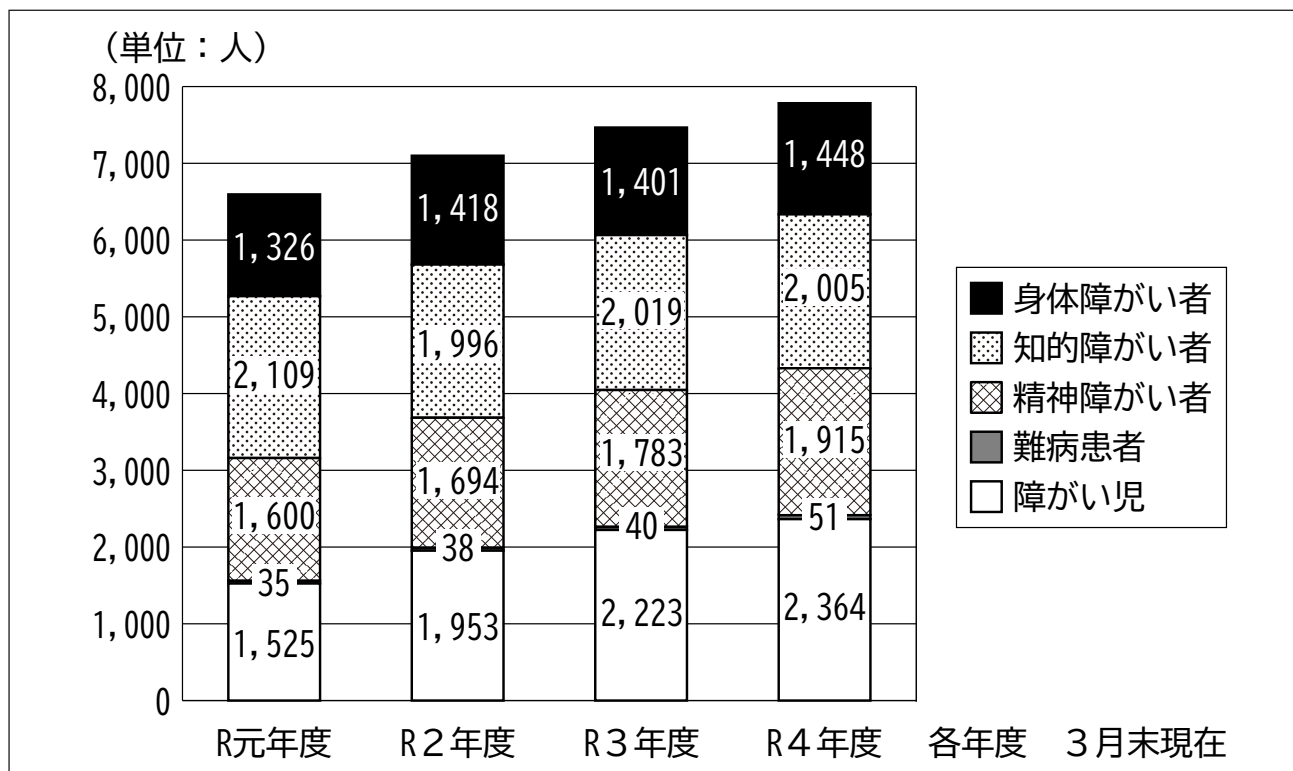
	R2年度			R3年度			R4年度			R5年度		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計
保育所・こども園数	11	31	42	12	31	43	10	38	48	11	38	49
障がい児数(人)	32	75	107	32	78	110	30	92	122	47	89	136

7 障害福祉サービス等支給決定者数の推移

障害福祉サービス等の支給決定者数の推移を見ると、2022年（令和4年）度末で7,783人となっており、2019年（令和元年）度と比較すると1,188人（18.0%）増加しています。

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
身体障がい者	人数	1,326	1,418	1,401	1,448
	前年比	—	106.9%	98.8%	103.4%
知的障がい者	人数	2,109	1,996	2,019	2,005
	前年比	—	94.6%	101.2%	99.3%
精神障がい者	人数	1,600	1,694	1,783	1,915
	前年比	—	105.9%	105.3%	107.4%
難病患者	人数	35	38	40	51
	前年比	—	108.6%	105.3%	127.5%
障がい児	人数	1,525	1,953	2,223	2,364
	前年比	—	128.1%	113.8%	106.3%
合計	人数	6,595	7,099	7,466	7,783
	前年比	—	107.6%	105.2%	104.2%

各年度 3月末現在



第3章 2026年（令和8年）度の数値目標

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次の数値目標を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた目標値を設定します。

(1) 入所施設から地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者の地域生活への移行を推進するため、国の基本指針及びサービスの利用実態を参考に、2026年（令和8年）度における数値目標を設定しました。

●国の基本指針

- ① 2022年（令和4年）度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
- ② 施設入所者数を2022年（令和4年）度末時点から5%以上削減

項 目	人 数	考え方
施設入所者数	467人	2022年（令和4年）度末時点の入所者数
【目標】 ① 2026年（令和8年）度末までの地域生活への移行者数	29人	2026年（令和8年）度末までに入所施設からグループホーム等へ移行する人数の見込み（467人の6%）
【目標】 ② 入所者の削減見込み人数	24人	2026年（令和8年）度末までの削減見込み人数（467人の5%）
2026年（令和8年）度末の入所者数の見込	443人	2026年（令和8年）度末の入所施設の人数の見込み人数（467人から24人を引いた人数）

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者等の地域生活に対する安心感を担保するとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域生活支援拠点の機能をさらに強化するため、国の基本指針を参考に目標を設定しました。

●国の基本指針

- ① 地域生活支援拠点等の運用状況を年1回以上検証及び検討する。
- ② 強度行動障害を有する障がい者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

目 標
① 大分市障害者自立支援協議会において、「大分市障がい者相談支援センター」の運用状況について、年に1回検証及び検討を行う。
② 強度行動障害等を有する障がい者に関し、状況や支援ニーズの調査及び地域の関係機関が連携した支援体制の検討を行う。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行及びその定着を推進するため、国の基本指針及びサービスの利用実態を参考に、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通し、一般就労する人の増加や就労定着支援事業を通じて、職場定着率の向上を目指すため数値目標を設定しました。

●国の基本指針

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数を2021年（令和3年）度実績の1.28倍以上とする。
 - ・就労移行支援事業は2021年（令和3年）度実績の1.31倍以上
 - ・就労継続支援A型事業は2021年（令和3年）度実績の1.29倍以上
 - ・就労継続支援B型事業は2021年（令和3年）度実績の1.28倍以上
- ② 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行したものの割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ③ 就労定着支援事業の利用者は2021年（令和3年）度実績の1.41倍以上とする。
- ④ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

① 一般就労移行者数（実績）

項 目	人 数	考え方
一般就労への移行者数	77人	2021年（令和3年）度の人数
就労移行支援事業利用者数 （一般就労前の所属）	29人	2021年（令和3年）度の人数
就労継続支援A型事業利用者数 （一般就労前の所属）	22人	2021年（令和3年）度の人数
就労継続支援B型事業利用者数 （一般就労前の所属）	26人	2021年（令和3年）度の人数

① 一般就労移行者数（目標）

項 目	人 数	考え方
【目標】 一般就労への移行者数	99人	2021年（令和3年）度実績の 1.28倍 (77人の1.28倍)
【目標】 就労移行支援事業利用者の一般 就労への移行者数	38人	2021年（令和3年）度実績の 1.31倍 (29人の1.31倍)
【目標】 就労継続支援A型事業利用者の 一般就労への移行者数	28人	2021年（令和3年）度実績の 1.29倍 (22人の1.29倍)
【目標】 就労継続支援B型事業利用者の 一般就労への移行者数	33人	2021年（令和3年）度実績の 1.28倍 (26人の1.28倍)

② 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行したものの割合

項 目	目 標	考え方
就労移行支援事業所の割合	50%	就労移行支援事業利用終了者 に占める一般就労へ移行した ものの割合が5割以上の事業 所の割合

③ 就労定着支援利用者数

項 目	目 標	考え方
就労定着支援事業所の利用者	29人	2021年（令和3年）度実績の1.41倍 （2021年（令和3年）度実績20人の1.41倍）

（参照：31ページ「(8)就労定着支援」）

④ 就労定着率が7割以上の事業所の率

項 目	目 標	考え方
就労定着支援事業所の割合	25%	就労定着率が7割以上の事業所の割合

(4) 障がい児支援の提供体制の整備

重層的な障害児通所支援及び専門的機能強化を推進するため、国の基本指針に基づき、目標を設定しました。

●国の基本指針

- ① 2026年（令和8年）度末までに、児童発達支援センターや保育所等訪問支援を活用しながら障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築。
- ② 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

項 目	目 標	考え方
① 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築	体制の構築	専門部会にて検討を行い具体的に推進する体制を構築する
② 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	15人	隔年ごとに3人配置 （2024年（令和6年）から）

(5) 相談支援体制の充実・強化

障がいの種別に応じたニーズに対応できるよう、国の基本指針に基づき、目標を設定しました。

●国の基本指針

- ① 地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。
- ② 相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
- ③ 相談支援事業者に対する人材育成の支援件数の見込みを設定する。
- ④ 相談支援機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。
- ⑤ 個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。
- ⑥ 主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
- ⑦ 協議会における事例検討実施回数及び参加事業者・機関数の見込みを設定する。
- ⑧ 協議会における専門部会の設置数及び実施回数を見込みを設定する。

項 目	目 標
① 基幹相談支援センターの設置	設置検討
② 相談支援事業者に対する指導・助言件数の見込み	年3回
③ 人材育成のための支援件数の見込み	年3回
④ 相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込み	年3回
⑤ 個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込み	年3回
⑥ 大分市障がい者相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み	各1名
⑦ 事例検討実施回数及び参加事業者・機関数の見込み (検討結果は協議会において報告を行うこととする)	年3回 (事例検討回数) 25事業所／ (1回あたりの 参加事業所数)
⑧ 協議会における専門部会の設置数及び実施回数 の見込み	5専門部会 各部会1回以上/年

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の質を向上させるため、国の基本指針に基づき、目標を設定しました。

●国の基本指針

- ① 県が実施する研修会への市町村職員の参加人数の見込みを設定。
- ② 支払いシステムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所と共有する体制の有無と実施回数の見込みを設定。
- ③ 指導監査の適正な実施とその結果を共有する体制の有無と共有回数の見込みを設定。

項 目	目 標
① 県が実施する研修会への市町村職員の参加人数の見込み	9人
② 支払いシステムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所と共有する体制の有無と実施回数 の見込み	有(共有する体制) 1回／3年
③ 指導監査を適正に実施し、その結果を関係部署等 が共有する体制の 有無と共有する回数 の見込み	有(共有する体制) 2回以上／年

第4章 障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込み量

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等と児童福祉法に基づく障害児通所支援等は、都道府県等から指定を受けた事業者が、障がい者等の障がいの種別や程度及び家族の状況など勘案すべき事項を踏まえて、個別のニーズに沿ったサービスの提供を行っています。

本計画における見込み量は、第6期大分市障害福祉計画・第2期大分市障害児福祉計画の進捗状況やサービス利用実績等をもとに見込みました。

1 訪問系サービス

現にサービスを利用している人数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後にサービスの利用が見込まれる人数や平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及びサービス量を見込みました。

(1) 居宅介護

自宅で、家事や身体の介護など日常生活の支援を行います。

2021年（令和3年）度以降、利用者は増加傾向で推移しており、2024年（令和6年）度以降も同様の傾向が続くと見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	時間	13,429	13,579	13,730	14,229	14,283	14,337
	人	715	723	731	844	871	898
実績	時間	13,330	14,121	14,175			
	人	737	790	817			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(2) 重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援等を行います。

2021年（令和3年）度以降、実績が見込みを下回っているものの、2024年（令和6年）度以降増加に転じると見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	時間	15,141	16,430	17,719	15,771	16,489	17,207
	人	47	51	55	53	56	59
実績	時間	15,635	14,606	15,053			
	人	44	47	50			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行います。

2021年（令和3年）度以降、利用者はほぼ横ばいで推移しており、2024年（令和6年）度以降は微増傾向で見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	時間	1,712	1,743	1,773	2,199	2,318	2,437
	人	113	115	117	146	157	168
実績	時間	1,842	2,148	2,080			
	人	114	126	135			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(4) 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する時に必要な介助や外出時の移動の補助等を行います。

2021年（令和3年）度以降、実績が見込みを下回っているものの増加傾向で推移しており、2024年（令和6年）度以降も同様の傾向が続くと見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	時間	1,696	1,762	1,829	1,870	1,911	1,952
	人	102	106	110	116	122	128
実績	時間	1,591	1,715	1,829			
	人	74	90	110			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(5) 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人の中でも介護の必要性が高いと認められた人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供します。

2021年（令和3年）度以降、利用者は増加傾向で推移しており、2024年（令和6年）度以降は既存指定事業所の受入最大値で見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	時間	828	828	828	2,260	2,260	2,260
	人	6	6	6	10	10	10
実績	時間	585	1,365	1,582			
	人	4	7	7			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

2 日中活動系サービス

現にサービスを利用している人数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、特別支援学校卒業後に利用が見込まれる人数や平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及びサービス量を見込みました。

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、主として昼間における入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

2021年（令和3年）度以降、横ばいで推移していますが、2024年（令和6年）度以降は増加すると見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人日	19,209	19,666	20,123	19,865	19,939	20,013
	人	967	990	1,013	1,021	1,041	1,061
実績	人日	19,643	20,062	19,791			
	人	962	974	1,001			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

2021年（令和3年）度以降、利用者は増加傾向で推移しており、2024年（令和6年）度以降も同様の傾向が続くと見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人日	401	401	401	472	489	506
	人	30	30	30	35	37	39
実績	人日	256	326	455			
	人	18	30	33			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

2021年（令和3年）度以降、実績が見込みを大きく下回っていますが、2024年（令和6年）度以降は微増傾向と見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人日	617	668	719	426	479	531
	人	36	39	42	27	30	33
実績	人日	394	338	386			
	人	27	20	21			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(4) 就労選択支援

就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択の支援を行います。

2025年（令和7年）10月よりこのサービスの利用開始が予定されているため、2025年（令和7年）度より一部の利用を見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人日	—	—	—	—	48	96
	人	—	—	—	—	3	6
実績	人日	—	—	—	—		
	人	—	—	—	—		

(5) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

2023年（令和5年）度までは、国の基本指針に基づく見込みを設定していましたが、2024年（令和6年）度以降は、利用実績を踏まえ増加していくと見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人日	1,494	1,587	1,680	1,563	1,643	1,724
	人	96	102	108	95	98	100
実績	人日	1,477	1,297	1,483			
	人	86	80	92			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(6) 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2021年（令和3年）度以降、実績が見込みを下回って増加傾向で推移しています。2024年（令和6年）度以降は同程度で増加していくと見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人日	9,767	10,256	10,744	8,748	8,900	9,052
	人	480	504	528	411	413	415
実績	人日	8,292	8,444	8,596			
	人	405	407	409			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(7) 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2021年（令和3年）度以降、利用者は増加傾向で推移しており、2024年（令和6年）度以降も同様の傾向が続くと見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人日	29,922	32,079	34,236	38,002	39,664	41,326
	人	1,845	1,978	2,111	2,266	2,391	2,516
実績	人日	33,016	36,827	36,340			
	人	1,892	2,073	2,141			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(8) 就労定着支援

一般就労へ移行した障がい者等の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

2023年（令和5年）度までは、国の基本指針に基づく見込みを設定していましたが、2024年（令和6年）度以降は、利用実績に即して増加していくと見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人	24	27	30	40	47	54
実績	人	20	31	33			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(9) 療養介護

医療と介護を常時必要とする障がい者等に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、及び日常生活の援助を行います。

2021年（令和3年）度以降、利用者は横ばいで推移しており、2024年（令和6年）度以降も同様の傾向が続くと見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人	83	83	83	83	83	83
実績	人	82	78	83			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(10) 短期入所

介護者が病気等の場合に、障がい者等に短期の施設入所による介護サービスを提供します。

2021年（令和3年）度以降福祉型・医療型ともに増加傾向で推移しています。2024年（令和6年）度以降も、福祉型・医療型ともに同様の傾向が続くと見込んでいます。

福祉型

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人日	1,072	1,176	1,279	870	990	1,110
	人	239	262	285	160	181	202
実績	人日	510	790	750			
	人	98	144	139			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

医療型

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人日	106	114	123	174	192	210
	人	25	27	29	53	61	69
実績	人日	121	179	156			
	人	30	40	45			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

3 居住系サービス

現にサービスを利用している人数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数を勘案して、利用者数を見込みました。

(1) 自立生活援助

入所施設やグループホーム等から、一人暮らしを始めた人等の自宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を、一定の期間にわたり行います。

2021年（令和3年）度以降、ほぼ横ばいで推移しており、2024年（令和6年）度以降も同様の傾向が続くと見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人	7	8	9	11	11	11
実績	人	11	10	11			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(2) 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ、又は食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。

2021年（令和3年）度以降、実績と見込みは同程度の増加で推移しています。2024年（令和6年）度以降も同様の傾向が続くと見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人	727	758	791	827	861	895
実績	人	725	784	793			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(3) 施設入所支援

施設に入所する障がい者等に対して、主として夜間において入浴、排せつ、食事の介護などを支援します。

2021年（令和3年）度以降、ほぼ見込みどおりに推移しています。国の基本指針に基づき、2026年（令和8年）度末の利用者は2022年（令和4年）度末から24人減少すると見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人	462	460	458	455	449	443
実績	人	470	467	458			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

4 相談支援

現にサービスを利用している人数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みました。

(1) 計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

2021年（令和3年）度以降、増加傾向で推移しており、2024年（令和6年）度以降も同様の傾向が続くと見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人	1,122	1,187	1,252	1,371	1,440	1,509
実績	人	1,165	1,231	1,302			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(2) 地域移行支援

入所施設や精神科病院等から地域生活へ移行するにあたって支援を要する障がい者等に対して、関係機関等と連携しつつ、地域での生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。

2021年（令和3年）度以降、ほぼ横ばいで推移しており、2024年（令和6年）度以降も同様の傾向が続くと見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人	6	7	8	8	8	8
実績	人	0	2	3			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(3) 地域定着支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対して、地域生活を継続していくための支援を行います。

2021年（令和3年）度以降、ほぼ横ばいで推移しており、2024年（令和6年）度以降も同様の傾向が続くと見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人	5	5	5	5	5	5
実績	人	2	0	2			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

5 障害児通所支援、障害児相談支援

現に利用している障がい児の人数、障がい児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及びサービス量を見込みました。

(1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

2021年（令和3年）度以降、利用児童は多く増加しており、2024年（令和6年）度以降も同様の傾向が続くと見込んでいます。

		第2期大分市障害児福祉計画			第3期大分市障がい児福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人日	4,593	4,876	5,159	8,439	9,459	10,479
	人	390	414	438	756	846	936
実績	人日	5,380	6,360	7,419			
	人	478	598	666			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(2) 放課後等デイサービス

在学中の児童に対して、放課後又は学校休業日に、施設に通わせ生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の提供を行います。

2021年（令和3年）度以降、実績が見込みを大きく上回って推移しており、2024年（令和6年）度以降も同様の傾向が続くと見込んでいます。

		第2期大分市障害児福祉計画			第3期大分市障がい児福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人日	18,378	20,200	22,022	27,082	29,823	32,564
	人	1,140	1,253	1,366	1,828	2,029	2,230
実績	人日	18,859	21,023	24,341			
	人	1,226	1,445	1,627			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

2021年（令和3年）度以降、実績が見込みを上回って大きく推移しており、2024年（令和6年）度以降も同様の傾向が続くと見込んでいます。

		第2期大分市障害児福祉計画			第3期大分市障がい児福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人日	14	17	20	126	156	186
	人	14	17	20	99	122	145
実績	人日	37	61	96			
	人	30	49	76			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(4) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

2021年（令和3年）度以降、実績が見込みを下回っており、2024年（令和6年）度以降も同様の傾向が続くと見込んでいます。

		第2期大分市障害児福祉計画			第3期大分市障がい児福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人日	70	70	70	20	20	20
	人	7	7	7	2	2	2
実績	人日	0	0	20			
	人	0	0	2			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

(5) 障害児相談支援

障害児支援利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい児等の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

2021年（令和3年）度以降、実績が見込みを下回っているものの増加傾向で推移しており、2024年（令和6年）度以降も同様の傾向が続くと見込んでいます。

		第2期大分市障害児福祉計画			第3期大分市障がい児福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人	625	702	779	871	965	1,059
実績	人	589	670	777			

（各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

6 発達障がい者等に対する支援

現状のピアサポートの活動状況及び発達障がい者等の数を勘案し、参加人数を見込みました。

(1) ピアサポートの活動への参加人数

障がい者が、ピア（当事者）同士の交流をメインに、それぞれの仕事や生活における体験談等を語り合う「就労ピアサポートサロンおおいた」を開催します。

2021年（令和3年）度以降、参加人数は増加傾向で推移しており、2024年（令和6年）度以降も同様の傾向が続くと見込んでいます。

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	人	93	94	95	118	129	140
実績	人	51	96	107			

（年間参加人数 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載）

7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

現にサービスを利用している精神障がい者の人数や保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催実績等を勘案して、見込みを設定しました。

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

中部圏域の精神医療と地域との連携推進のため、県が開催する「精神科医療と地域の連携推進連絡会（中部圏域）」に参加します。

現状では、県の会議に参加しているため、県の見込みに準じた設定をしています。

今後は、市が保健、医療及び福祉関係者による協議の場を主体的に設置していきます。

			第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
開催回数	見込み	回/年	1	1	1	1	1	1
	実績	回/年	1	1	1			
関係団体・機関 ごとの参加人数	見込み	人/年	2	2	2	1	1	1
	実績	人/年	1	1	1			
目標設定及び 評価の実施回数	見込み	回/年	1	1	1	1	1	1
	実績	回/年	1	1	1			

※R5年度実績欄は見込み値を掲載

(2) 精神障がい者の障害福祉サービス利用

			第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域移行支援	見込み	人	6	7	8	8	8	8
	実績	人	1	2	3			
地域定着支援	見込み	人	5	5	5	5	5	5
	実績	人	0	0	2			
共同生活援助	見込み	人	293	305	319	397	431	465
	実績	人	297	329	363			
自立生活援助	見込み	人	5	5	5	5	5	5
	実績	人	3	2	5			
自立訓練 (生活訓練)	見込み	人	—	—	—	22	22	22
	実績	人	27	21	22			

(各年度3月分のサービス量 ※R5年度実績欄は見込み値を掲載)

8 社会福祉施設等施設整備

国の基本指針に基づき入所施設から地域生活への移行や、精神病床における1年以上長期入院患者の地域生活への移行を推進することに伴い、共同生活援助事業所及び日中活動系サービス事業所の創設や老朽化等に伴う改築等の整備事業を、国の助成制度を活用して行います。

共同生活援助事業所及び日中活動系サービス事業所の施設整備については、国の助成制度を活用しながら、毎年2箇所程度行っており、今後も地域生活への移行を推進するため、同様の整備を見込みました。

(1) 共同生活援助事業所

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	箇所	2	1	1	0	1	1
実績	箇所	2	1	2			

※R5年度実績欄は見込み値を掲載

(2) 日中活動系サービス事業所（生活介護、就労継続支援等）

		第6期大分市障害福祉計画			第7期大分市障がい福祉計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
見込み	箇所	0	1	1	1	1	1
実績	箇所	1	0	0			

※R5年度実績欄は見込み値を掲載

第5章 地域生活支援事業

1 事業内容

障害者総合支援法第77条の規定に基づく市町村地域生活支援事業として、以下の必須事業及び任意事業を実施します。

必須事業では、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度法人後見支援事業等の10事業が定められています。

(1) 必須事業

事業名		事業内容
1	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための啓発等を行う。
2	自発的活動支援事業	障がい者等やその家族と地域住民等が行う自発的な交流活動等の支援を行う。
3	相談支援事業	在宅の障がい児（者）とその家族の相談に応じ、地域生活に必要な支援を行う。
4	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者等に対し、制度利用のための支援を行う。
5	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見等の業務を適正に行える法人を育成、確保するため、研修等を実施する。
6	意思疎通支援事業 (コミュニケーション支援事業)	意思疎通に支障がある障がい者等について、手話通訳者や要約筆記者の派遣や、入院時コミュニケーション事業等を実施し、意思疎通の円滑化を図る。
7	日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、特殊寝台等の用具を支給する。

事業名		事業内容
8	手話奉仕員養成研修事業	意思疎通支援事業の担い手となる手話奉仕員を養成する。
9	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う。
10	地域活動支援センター事業	障がい者等に、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る。

(2) 任意事業

事業名		事業内容
【日常生活支援】		
1	福祉ホーム運営事業	日常生活に適した居室その他の設備を低額な料金で提供する。
2	訪問等入浴サービス事業	身体障がい者の居宅を訪問し、入浴のサービスを行う。
3	知的障がい者自立生活促進事業	在宅の知的障がい者に対し、宿泊による生活訓練の実施とともに保護者の負担を軽減する。
4	中途失明者社会生活適応訓練事業	中途失明者及び視覚を失う恐れのある人に対し、点字・パソコン講習、歩行訓練、福祉用具の使用法、日常生活動作訓練等を行う。
5	日中一時支援事業	介護者が疾病等により家庭における介護が一時的に困難になった場合などに、日中の受入の場を確保する。

事業名		事業内容
6	放課後児童支援コーディネーター事業	専門性を有する職員が、発達障がい等により配慮を要する児童の在籍する放課後児童クラブを巡回相談し、指導員に対する指導や助言を行うほか、学校や保護者等との連携を図る。
7	発達障がい児巡回専門員派遣事業	発達障がいに関して正しい知識を有する者を、保育所や幼稚園等の施設に派遣し、施設スタッフや保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言を行う。
8	知的障がい者通勤ホーム事業	就労している知的障がい者に対し、居住の場を提供し、独立自活に必要な指導を行う。
9	生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の人に日常生活における必要な支援を行う。
10	障がい児（者）地域療育等支援事業	
	ア 在宅支援訪問療育等支援事業	巡回、家庭訪問により療育に関する相談・指導・助言を行う。
	イ 在宅支援外来療育等支援事業	外来による相談・指導・助言を行う。
	ウ 施設支援一般指導事業	障がい児（者）の通う学校や施設の職員に療育に関する技術の指導を行う。
11	医療的ケア児に対する移動支援事業	喀痰吸引等が必要な医療的ケア児を持つ保護者の身体的・精神的負担を軽減するため、通学や通所の移動支援を提供する。
12	高齢重度聴覚障がい者生活支援・訪問事業	60歳以上の単身の聴覚障がい者又は聴覚障がい者のみの世帯を訪問し、支援する。
13	食の自立支援事業	65歳未満の一人暮らしの障がい者で調理をすることが困難な者に対し、食事を提供する。

事業名		事業内容
14	重度身体障がい者緊急通報システム事業	重度身体障がい者で一人暮らし等の世帯に緊急通報装置を設置し、緊急事態に備える。
15	盲導犬との共同訓練費補助金	盲導犬との訓練に係る費用の一部を補助する。
16	在宅心身障がい者住宅設備改造費補助金	在宅の心身障がい児（者）のために住宅設備を改造する場合、費用の一部を補助する。
17	医療的ケア児者非常用発電装置等整備事業	人工呼吸器をはじめ対象の障がい児・者に対して、災害時に必要となる電源を確保するため、非常用発電装置等の購入費を助成する。
【社会参加支援】		
18	点字・声の市報発行事業	視覚障がい者のために、点訳、音訳等の方法で情報を提供する。
19	ア 手話通訳者養成研修事業	手話通訳の役割や責務を理解し、必要な手話表現技術を習得した手話通訳者を養成する。
	イ 盲ろう者通訳介助員養成研修事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳介助員を養成する。
	ウ 点訳奉仕員養成事業	点訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員を養成する。
	エ 朗読奉仕員養成事業	朗読に必要な技術等を習得した朗読奉仕員を養成する。
	オ 要約筆記者養成事業	要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記者を養成する。

事業名		事業内容
20	ア 自動車運転免許取得・改造補助事業	身体障がい者が運転免許を取得する時、または車を改造する時に費用の一部を補助する。
	イ 運転免許取得補講料補助事業	運転免許取得に要した費用のうち、補講料の一部を補助する。
21	視覚障害者ＩＣＴサポート推進事業	視覚障がい者の情報アクセシビリティ向上のために、パソコンやスマートフォンなどのＩＣＴ機器の利用相談及び操作等の支援を行う。
22	福祉タクシー利用券交付事業	重度障がい児（者）がタクシーを利用する場合、料金を補助し、社会参加の促進を図る。
23	重度障がい者等就労支援特別事業	重度障がい者等が就労する場合に通勤の支援や職場での身体介護などの支援を提供する。

2 実績及び見込

- 「1 理解促進研修・啓発事業」は、障がい者と市民の交流を図る「輪い笑いフェスタ！大分市福祉のつどい」、2020年（令和2年）12月制定「大分市ところをつなぐ手話言語条例」の普及・啓発、2024年（令和6年）4月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることによる“障害者差別解消法”の周知を実施。
- 「2 自発的活動支援事業」の主な内容は、障がい者等の災害時要配慮者も対象とした地域防災訓練等を実施。
- 「3 イ 基幹相談支援センター等機能強化事業」の主な内容は、「大分市障がい者相談支援センター」が、相談支援事業者に対し事例検討会を実施。
- 「5 成年後見制度法人後見支援事業」の主な内容は、「大分市成年後見センター」の運営における人材の育成・確保のための研修等を実施。
- その他の事業については、これまでの実績等に基づき実施や量を見込んで設定。

(1) 必須事業

			第6期大分市 障害福祉計画			第7期大分市 障がい福祉計画		
事業名		年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		単位	実績	実績	見込	見込	見込	見込
1	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
2	自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

			第6期大分市 障害福祉計画			第7期大分市 障がい福祉計画		
事業名		年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		単位	実績	実績	見込	見込	見込	見込
3	相談支援事業							
	ア 障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
	イ 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
4	成年後見制度利用支援事業	利用者数	381	411	420	430	440	450
5	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
6	意思疎通支援事業							
	ア 手話通訳者派遣事業	派遣回数	1,321	1,414	1,486	1,557	1,628	1,699
	イ 要約筆記者派遣事業	派遣回数	46	68	72	76	80	84
	ウ 手話通訳者設置事業	実施箇所数	4	4	4	5	5	5
	エ 盲ろう者通訳介助員派遣事業	派遣回数	166	134	166	180	194	208

		第6期大分市 障害福祉計画			第7期大分市 障がい福祉計画		
事業名	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
	単位	実績	実績	見込	見込	見込	見込
7	日常生活用具給付等事業						
	ア 介護・訓練支援用具	給付件数	44	43	50	50	50
	イ 自立生活支援用具	給付件数	93	79	90	90	90
	ウ 在宅療養等支援用具	給付件数	130	136	140	140	140
	エ 情報・意思疎通支援用具	給付件数	126	150	150	150	150
	オ 排泄管理支援用具	給付件数	11,654	12,218	13,000	13,000	13,000
8	カ 住宅改修費	給付件数	12	14	15	15	15
	手話奉仕員養成研修事業	養成課程 修了者数	124	90	108	128	168
9	移動支援事業	実利用者数	598	608	729	765	843
		延べ時間数	56,348	59,242	71,909	74,644	82,294

		第6期大分市 障害福祉計画			第7期大分市 障がい福祉計画		
事業名	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	単位	実績	実績	見込	見込	見込	見込
10	地域活動支援センター機能強化事業						
	ア 地域活動支援センターⅠ型	該当無し	—	—	—	—	—
	イ 地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数	3	3	2	1	1
		実利用者数	27	19	5	3	3
	ウ 地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数	1	1	1	1	1
		実利用者数	6	10	12	14	18

(2) 任意事業

			第6期大分市 障害福祉計画			第7期大分市 障がい福祉計画		
事業名		年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		単位	実績	実績	見込	見込	見込	見込
【日常生活支援】								
1	福祉ホーム運営事業	実利用者数	5	4	5	5	5	5
2	訪問等入浴サービス事業	実利用者数	26	23	25	27	29	30
3	知的障がい者自立生活促進事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
		延べ件数	53	60	32	169	179	189
4	中途失明者社会生活適応訓練事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
		延べ件数	13	12	14	14	14	14
5	日中一時支援事業	実利用者数	122	119	129	140	152	166
6	放課後児童支援コーディネーター事業	相談実績	614	626	610	630	650	670
7	発達障がい児巡回専門員派遣事業	実施回数	30	53	72	72	72	72

			第6期大分市 障害福祉計画			第7期大分市 障がい福祉計画		
事業名		年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		単位	実績	実績	見込	見込	見込	見込
8	知的障がい者通勤 ホーム事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
		実利用者数	2	2	2	2	2	2
9	生活サポート事業	実利用者数	0	0	0	0	0	0
10	障がい児（者）地域療育等支援事業							
	ア 在宅支援訪問 療育等支援事業	実施箇所数	5	5	6	6	6	6
		延べ件数	765	1,026	1,177	1,280	1,280	1,280
	イ 在宅支援外来 療育等支援事業	実施箇所数	4	6	6	6	6	6
		延べ件数	909	1,151	1,212	1,500	1,500	1,500
	ウ 施設支援一般 指導事業	実施箇所数	7	8	8	8	8	8
		延べ件数	84	112	117	150	150	150
11	医療的ケア児に対す る移動支援事業	実利用者数	—	—	5	5	5	5

			第6期大分市 障害福祉計画			第7期大分市 障がい福祉計画		
事業名		年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		単位	実績	実績	見込	見込	見込	見込
12	高齢重度聴覚障がい者生活支援・訪問事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
		延べ訪問件数	216	184	185	185	185	185
13	食の自立支援事業	実利用者数	247	244	250	250	250	250
14	重度身体障がい者緊急通報システム事業	登録者数	13	12	15	15	15	15
15	盲導犬との共同訓練費補助金	利用者数	0	0	2	2	2	2
16	在宅心身障がい者住宅設備改造費補助金	利用者数	31	22	35	35	35	35
17	医療的ケア児者非常用発電装置等整備事業	利用者数	34	18	14	16	16	16

			第6期大分市 障害福祉計画			第7期大分市 障がい福祉計画		
事業名		年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		単位	実績	実績	見込	見込	見込	見込
【社会参加支援】								
18	点字・声の市報等 発行事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
19	ア 手話通訳者養成 研修事業	養成課程 修了者数	10	19	21	23	25	27
	イ 盲ろう者通訳介 助員養成研修事 業	養成課程 修了者数	2	2	4	4	4	4
	ウ 点訳奉仕員養成 事業	養成課程 修了者数	5	0	5	6	7	8
	エ 朗読奉仕員養成 事業	養成課程 修了者数	14	9	12	15	18	21
	オ 要約筆記者養成 研修事業	養成課程 修了者数	4	5	6	7	8	9
20	ア 自動車運転免許 取得・改造補助 事業	利用者数	24	20	30	30	30	30
	イ 運 転 免 許 取 得 補講料補助事業	利用者数	2	0	4	4	4	4
21	視覚障がい者 I C T サポート推進事業	利用者数	—	—	—	18	18	18
22	福祉タクシー利用券 交付事業	発行人数	2,988	2,915	3,000	3,000	3,000	3,000

			第6期大分市 障害福祉計画			第7期大分市 障がい福祉計画			
事業名			年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
			単位	実績	実績	見込	見込	見込	見込
23	重度障がい者等就労 支援特別事業	利用者数	—	0	2	5	7	9	

大分市障害者自立支援協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

	氏 名	職 名
会長	江藤 郁	社会福祉法人大分市社会福祉協議会 会長
副会長	滝口 真	国立大学法人大分大学福祉健康科学部 准教授
委員	木村 幸二	大分市身体障害者福祉協議会連合会 会長
委員	森 千春	大分療育センター地域療育連携室 室長補佐
委員	黒島 加奈	大分こども発達支援センター 相談支援専門員
委員	三原 彰夫	大分県立新生支援学校 教頭
委員	八塚 良久	大分公共職業安定所 統括職業指導官
委員	都築 克宜	大分県中小企業家同友会 障がい者問題委員長
委員	橋本 和子	大分市民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会 部会長
委員	工藤 福成	大分市ボランティア連絡協議会 会長
委員	釘宮 慶太	障害者就業・生活支援センター大分プラザ センター長
委員	鶴原 久実	あんしんサポートセンター大分 主査
委員	齊藤 國芳	一般社団法人大分市手をつなぐ育成会 理事長
委員	阿南 静生	大分県精神保健福祉会大分すみれ会 副会長
委員	秋吉 一恵	大分市肢体不自由児者父母の会 会長
委員	佐藤 京子	大分県精神保健福祉士協会 協会員
委員	加藤 順子	大分市聴力障害者福祉会 常任理事

	氏 名	職 名
委員	山下 順子	大分市自治会連合会 大津町二丁目町内会長
委員	森淵 晶子	大分市知的障害者施設協議会 会長
委員	花宮 良治	社会福祉法人幸福会 理事長
委員	米澤 幸宏	特定非営利活動法人レガーレ 理事長
委員	早野 真弓	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会 理事
委員	藤本 修士	大分市地域包括・在宅介護支援センター協議会 (大在地域包括支援センター長)
委員	後藤 秀信	就労継続支援B型事業所「ワーク大分すみれ会」 利用者（当事者）
委員	豊田 昭知	特定非営利活動法人いのちきサポート 理事長（当事者）
委員	吉田 友哉	就労継続支援A型事業所「ソレイユ」 利用者（当事者）
委員	金澤 康隆	障害者相談支援センター「もりのおうち」 課長
委員	芦荻 弘城	障がい者相談支援センター「きぼう21」
委員	矢野 太亮	障がい者相談支援センター「コーラス」
委員	高橋 恵美	障がい者相談支援センター「さざんか」
委員	小池 桂子	大分市教育センター 所長
委員	高橋 賢次	大分市子どもすこやか部長
委員	斉藤 修造	大分市福祉保健部長

大分市障害者自立支援協議会 障害福祉計画等策定部会名簿

(順不同、敬称略)

	氏 名	職 名
部会長	滝口 真	国立大学法人大分大学福祉健康科学部 准教授
副部会長	米澤 幸宏	特定非営利活動法人レガーレ 理事長
	八塚 良久	大分公共職業安定所統括職業指導官
	加藤 順子	大分市聴力障害者福祉会常任理事
	早野 真弓	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会 理事
	後藤 秀信	就労継続支援B型事業所「ワーク大分すみれ会」利用者（当事者）
	吉田 友哉	就労継続支援A型事業所「ソレイユ」利用者（当事者）
	芦荻 弘城	障がい者相談支援センター「きぼう21」
	矢野 太亮	障がい者相談支援センター「コーラス」
	高橋 恵美	障がい者相談支援センター「さざんか」
	森渕 晶子	大分市知的障害者施設協議会 会長
	釘宮 慶太	障害者就業・生活支援センター「大分プラザ」センター長
	森 千春	大分療育センター地域療育連携室 室長補佐
	黒島 加奈	大分こども発達支援センター相談支援専門員
	三原 彰夫	大分県立新生支援学校教頭

障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律(抜粋)

第五章 障害福祉計画

(基本指針)

第八十七条 主務大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 三 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 基本指針は、児童福祉法第三十三条の十九第一項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

4 主務大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 主務大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。

6 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保

その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あら

かじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第八項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

児童福祉法（抜粋）

第九節 障害児福祉計画

第三十三条の十九 内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この項、次項並びに第三十三条の二十二第一項及び第二項において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第一項及び第三十三条の二十二第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 三 次条第一項に規定する市町村障害児福祉計画及び第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十七条第一項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

4 内閣総理大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害児及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 内閣総理大臣は、障害児の生活の実態、障害児を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。

6 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計

画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第7期大分市障がい福祉計画
第3期大分市障がい児福祉計画
2024年（令和6年）3月発行

発 行 元 大分市 福祉保健部 障害福祉課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL. 097-537-5658 FAX. 097-537-1411
E-mail. syogaifuku@city.oita.oita.jp
